

下野市地域こども食堂運営費助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

下 野 市 長 坂 村 哲 也

下野市地域こども食堂運営費助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、こどもを対象に食事の提供や居場所づくりを行う地域こども食堂を運営する団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、こどもが健やかに成長できる環境の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に居住する原則18歳未満の者をいう。
- (2) 地域こども食堂 市内において、こどもに対して食事の提供及び居場所づくりを行うことによりこどもの健やかな成長を支援する事業をいう。

(補助対象団体)

第3条 この告示による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、地域こども食堂を運営する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 構成員が5人以上いること。
- (2) 組織及び運営に関する事項を定めた定款、会則、規則等があること。
- (3) 政治的活動、宗教的活動又は営利活動を主たる目的とする団体でない

こと。

- (4) 法令又は公序良俗に違反する活動を行う団体でないこと。
- (5) 下野市暴力団排除条例（平成24年下野市条例第3号）第2条第4項に規定する暴力団員等と関係を持つ団体及び同条例第6条に規定する密接関係者を参加させる団体でないこと。
- (6) 補助対象事業について、市から別の委託金、補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する地域こども食堂とする。

- (1) 市内で実施されること。
- (2) 主な利用者が、地域のこども及びその保護者であること。
- (3) 年度を通じて計画的に運営するとともに、1月当たり1回以上（災害等その他市長がやむを得ない事由があると認める場合を除く。）実施されること。
- (4) 常駐できる責任者及び運営を補助するスタッフを配置し、食中毒、食物アレルギー、防犯、防火等に配慮して実施すること。
- (5) 1回の実施につき10名以上の利用者に食事を提供できる体制であること。
- (6) 参加費を無料又は食材費に相当する額程度の低額とすること。
- (7) 管轄する保健所から助言を受けるなど、食品衛生に配慮した運営に努めること。
- (8) 利用者及び従事者を対象にした傷害保険への加入その他安全の確保に努めること。
- (9) 利用者に対し、こども・家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めるものとし、利用者の生活状況の把握に努め、相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携を図ること。この場合において、虐待が疑われる場合等であって、早急な対応が必要な場合は、速やかに市に連絡すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、印刷製本費、消耗品費、保険料、食材費、備品購入費、その他市長が特に必要と認めたものとする。

2 補助対象事業に要する経費のうち、人件費、報償費、寄附金その他団体の管理に係る経費については、補助対象経費としない。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、交付決定をした日の属する年度の4月1日から当該年度の末日までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費と別表の第1欄に掲げる会場借用の有無の区分及び同表の第2欄に掲げる実施頻度の区分に応じ同表の第3欄に定める年間補助基準額のいずれか少ない額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象期間の途中で補助対象事業の運営を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合における補助金の額は、補助対象経費と補助対象事業を行った月数に別表の第1欄に掲げる会場借用の有無の区分及び同表の第2欄に掲げる実施頻度の区分に応じ同表の第4欄に定める月額補助基準額を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、下野市地域こども食堂運営費助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 下野市地域こども食堂運営費助成事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 構成員名簿
- (4) 定款、会則、規約等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付申請は、1 申請団体において1 年度につき1 回までできるものとし、最初に補助金の交付を受けた年度から起算して5 年度の間に限り行うことができる。

(交付決定)

第9 条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下野市地域こども食堂運営費助成事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4 号）により当該申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(変更申請等)

第10 条 前条の規定により交付決定を受けた申請団体（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、下野市地域こども食堂運営費助成事業補助金変更交付申請書（様式第5 号）に第8 条第1 項各号に掲げる書類のうち変更が生じたことを明らかにした書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに下野市地域こども食堂運営費助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第6 号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 3 前条の規定は、前2 項の規定による承認をした場合について準用する。

(実績報告)

第11 条 補助事業者は、補助対象事業が完了した月の翌月の10 日までに、下野市地域こども食堂運営費助成事業補助金実績報告書（様式第7 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 下野市地域こども食堂運営費助成事業実施報告書（様式第8 号）
- (2) 収支決算書（様式第9 号）
- (3) 補助対象経費に係るレシート（領収書）等
- (4) 開催した全ての事業のチラシや写真等、事業の実施状況が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、下野市地域こども食堂運営費助成事業補助金額確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、補助金を交付する場合には、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、交付するものとする。ただし、市長が必要があると認める場合には、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは下野市地域こども食堂運営費助成事業補助金請求書（様式第11号）を、前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは下野市地域こども食堂運営費助成事業補助金概算払請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第14条 前条第1項ただし書の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、第12条の規定による補助金の確定額が概算払を受けた補助金の額を下回る場合は、その差額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助事業者は、第 12 条の規定による補助金額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第 13 号）により遅くとも補助対象事業が完了した日の属する年度の翌々年度の 5 月 31 日までに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告によって、第 12 条の規定により確定した補助金額を変更すべき場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿の備付け）

第 18 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（調査等）

第 19 条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

（補則）

第 20 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

会場借用 の有無	実施頻度	年間補助基準額	月額補助基準額
有	月1回	100,000円	8,300円
	月2回以上	200,000円	16,600円
無	月1回	87,000円	7,250円
	月2回以上	174,000円	14,500円

